

愛知県病院薬剤師会会則

第1章 総 則

第1条 本会は愛知県病院薬剤師会という。

第2条 本会の事務所は、施行細則に定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は日本病院薬剤師会の趣旨に則り、会員相互の連絡を密にし、必要な施策を行い会員の職能を高めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 病院診療所等に勤務する薬剤師の学識技能向上並びに給与などに関する事項
- (2) 病院診療所薬局業務の近代化及び合理化の普及に関する事項
- (3) 例会、講演会、研修会、学会などの開催及びこれに対する協力に関する事項
- (4) 会員名簿、機関誌及び関係図書などの刊行に関する事項
- (5) 関係諸団体、諸官庁との連絡に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第5条 本会の会員を分けて正会員、名誉会員並びに特別会員A、B及びCとする。

第6条 正会員は愛知県内の病院診療所などに勤務する薬剤師であって、日本病院薬剤師会の正会員とする。

第7条 特別会員Aは正会員以外の薬剤師であって、日本病院薬剤師会の特別会員とする。

第8条 特別会員Bは正会員であったものが、その資格を失ったとき、本人の申し出により理事会承認を経て、本会の特別会員Bとする。

2 特別会員Bは正会員と同じように愛知県病院薬剤師会の事業には参加できる。

3 議決権はない。

第9条 特別会員Cは本会の目的に賛同する団体に所属する個人とする。

2 特別会員Cは、愛知県病院薬剤師会が開催する事業に参加することができる。

第10条 正会員、特別会員A、B、及びCは本会所定の会費及び負担金を納めるものとする。

第11条 本会に名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は本会に特に顕著な功績のあった者のうちから理事会の推薦と総会の承認を経て会長が委嘱する。

3 名誉会員は終身委嘱とする。

第12条 会員に本会の名誉を段損し又は本会の目的趣旨に反する行為があったときは、総会の議決を経て除名することができる。ただし、総会は議決前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及びその他の機関

第13条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名以内

理 事 18名程度

{	原則各支部、
	各地区2名
	総務理事1名
	会計理事1名

監 事 2名

第14条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会務を掌る。

3 理事は会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。

4 総務理事は本会の総務を掌る。

5 会計理事は本会の会計を掌る。

6 副会長は、会長に事故のあるときはあらかじめ会長の定める順位に従いその職務を代理する。

7 会長、副会長に事故のあるときはあらかじめ会長の定める順位に従い理事が会長の職務を代理する。

8 監事は本会の会務及び会計を監査する。

9 監事は毎年その監査の結果を総会に報告しなければならない。

10 理事及び監事は兼任することができない。

第15条 会長、副会長、理事及び監事は正会員のうちから、総会にて選出する。

2 理事は会長、副会長、監事、会計理事及び総務理事を除いて、名古屋支部(4地区)及び各支部の計9ブロックより、各2名を施行細則第6章役員選挙規程に準じて選出する。ただし、任期満了に伴う理事の交代は原則として半数までの入替とする。

3 総務理事及び会計理事は、理事会の承認を経て会長が正会員のうちから指名する。

第16条 役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

第17条 会長は会務遂行のため必要と認めた時は理事会の承認を経て・理事若干名を第13条以外に指名することができる。ただし、会長指名の理事は連続しては2期までとする。

第18条 本会の事務を処理するため職員を置くことができる。

第19条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は本会に特に顕著な功績のあった者のうちから理事会の推薦と総会の承認を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長は会務を行わない。

4 名誉会長の任期は正会員在籍中とする。

5 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

6 顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

第5章 会 議

第20条 会議を分けて総会及び理事会とする。

第21条 会議の議決及び承認は出席者の多数決による。

可否同数のときは議長が決める。

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回会長が招集する。

3 臨時総会は会長が必要あると認めたときに招集することができる。

4 総会の議長はその都度選出する。

5 総会の議決及び承認は正会員により行う。

第23条 次の事項は総会の議決又は承認を必要とする。

(1) 会則の改正

- (2) 理事及び監事の選出
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金額の決定
- (5) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (6) 日本病院薬剤師会代議員及び予備代議員の選出
- (7) 名誉会長及び名誉会員の承認
- (8) 会員の除名
- (9) その他本会の運営に関する重要な事項

第24条 理事会は理事をもって組織する

- 2 理事会は会務を処理する機関であつて、会長は随時必要な場合にこれを招集しその議長となる。
- 3 理事会は理事半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 監事は理事会に出席して質問し又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第25条 次の事項は理事会の議決で決める。

- (1) 総会の招集に付随する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 総会を開く時間のない場合における緊急な事項。ただし、この議決事項は次期総会において承認を受けなければならない。
- (4) 日本病院薬剤師会名誉会員・有功会員の推薦
- (5) 愛知県病院薬剤師会表彰規定に基づく会員の表彰
- (6) その他重要な会務

第6章 専門委員会及び地区支部

第26条 本会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員会の種類、構成及び任務その他必要な事項は施行細則に定める。

第27条 本会は地区に支部を置く。

- 2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は施行細則に定める。

第7章 日本病院薬剤師会代議員

第28条 日本病院薬剤師会代議員及び予備代議員(以下代議員等という)は正会員のうちから総会において選出する。

2 代議員等の定数、任期及び欠員その他については日本病院薬剤師会の定めるところによる。

第29条 代議員等は日本病院薬剤師会代議員会の状況を速やかに理事会に報告しなければならない。

第8章 経費及び収入

第30条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第31条 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

第9章 会計年度

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 施行細則

第33条 本会則の施行上の細目は、理事会の議決を経て、施行細則に定める。

附 則

この規定は、昭和34年5月16日から施行する。

一部改正 昭和43年6月1日

〃 昭和47年3月11日

〃 昭和54年3月10日

〃 昭和55年3月8日

〃 昭和56年5月9日

〃 昭和57年5月8日

〃 昭和59年10月6日

〃 平成2年4月14日

〃 平成4年4月25日

〃 平成6年4月23日

- 〃 平成8年4月27日
- 〃 平成16年4月24日
- 〃 平成20年4月26日
- 〃 平成22年4月24日